

## 嵐山町地域福祉人材育成助成金交付要綱

〔平成26年3月4日〕  
告示第 7 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、福祉の分野に理解と熱意を持つ人材を確保・育成するため、福祉に係る資格を取得し介護保険サービス事業所又は障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）に勤務する者に対して、嵐山町地域福祉人材育成助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の助成金の交付に関しては、嵐山町補助金等の交付手続等に関する規則（昭和52年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新たな勤務 事業所での勤務経験のない者が、別表第1に定める資格のいずれかを取得し、新規に事業所での勤務を開始することをいう。
- (2) 復職 別表第1に定める資格のいずれかを所持し、事業所での勤務経験のある者が、結婚、育児、病気等の事由により3年以上の離職期間を経て、事業所での勤務を開始することをいう。
- (3) 自己研さんによる資格取得 事業所に勤務する者が、自己の技能向上のために別表第1に定める資格を新たに取得することをいう。ただし、この要綱の施行日以後に取得した資格に限る。

(対象となる資格及び助成金の額)

第3条 助成金の対象となる資格は、別表第1に定める資格とする。

2 助成金の額は、別表第2に定める額とし、予算の範囲内とする。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付の対象となる者は、福祉の分野に理解と熱意を持ち、社会貢献に対する意欲が高く、新たな勤務、復職又は自己研さんによる資格取得をした者であって、次の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 助成金申請日において嵐山町に住所を有すること。

(2) 町税等を滞納していないこと（同一世帯に属する者を含む。）。

(3) 助成金申請日において、別表第3に定める区域内の事業所に勤務していること。

（交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、新たな勤務又は復職の場合にあっては、事業所での勤務を開始した日から1年以内に、自己研さんによる資格取得の場合にあっては、資格取得日から1年以内に町長に申請するものとする。

2 規則第4条第1項の交付申請書の様式は、嵐山町地域福祉人材育成助成金交付申請書（様式第1号）のとおりとし、次の書類を添付するものとする。

(1) 資格登録証の写し。ただし、介護職員初任者研修修了者の場合は、修了証明書の写し。

(2) 在職証明書等、勤務をしていることが分かる書類

(3) その他町長の定める書類

3 助成金の申請は、1人1回を限度とする。ただし、自己研さんによる資格取得の場合にあっては、この限りでない。

（交付決定）

第6条 町長は、前条の交付申請があったときは、審査等を行い、決定するものとする。

2 規則第7条の交付決定通知書の様式は、嵐山町地域福祉人材育成助成金交付決定通知書（様式第2号）とする。

3 助成金の交付決定を受けた者は、嵐山町地域福祉人材育成助成金交付請求書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第7条 町長は、助成金を交付した後でも、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段による申請が判明したとき。

(2) その他助成金の交付が不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により助成金の取り消しをしたときは、期限を定めて返還させるものとする。

（助成金の原資）

第8条 助成金の原資は、嵐山町地域福祉人材育成基金とする。

（規則の適用除外）

第9条 この要綱においては、規則第9条から第16条までの規定は適用しない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第5条中、事業所での勤務を開始した日は、平成26年4月1日以後とする。

別表第1

対象となる資格
社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士、視能訓練士、手話通訳士、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員初任者研修修了者

別表第2

区分	助成額
新たな勤務及び復職	5万円
自己研さんによる資格取得	3万円

別表第3

事業所の所在地
嵐山町、東松山市、滑川町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村

様式第1号（第5条関係）

嵐山町地域福祉人材育成助成金交付申請書

年 月 日

嵐山町長 氏 名 様

申請者 住 所

氏 名

㊟

嵐山町地域福祉人材育成助成金の交付を受けたいので、嵐山町地域福祉人材育成助成金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、第4条の要件を確認するため、下記の項目を閲覧することに同意します。

記

- 1 資格の名称
- 2 勤務する事業所の名称及び所在地
- 3 申請額 円
- 4 添付書類
  - (1) 資格登録証の写し（介護職員初任者研修修了者は修了証明書の写し）
  - (2) 在職証明書等、勤務をしていることが分かる書類
  - (3) その他町長の定める書類
- 5 閲覧を同意する項目
  - (1) 世帯全員の住民基本台帳
  - (2) 世帯全員の町税等納付状況
- 6 離職の理由及び期間

様式第2号（第6条関係）

嵐山町地域福祉人材育成助成金交付決定通知書

嵐収第 号  
年 月 日

様

嵐山町長 氏 名 園

年 月 日付けで申請のあった嵐山町地域福祉人材育成助成金については、下記のとおり交付決定したので、嵐山町地域福祉人材育成助成金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 交付決定

- (1) 資格の名称
- (2) 勤務する事業所の名称及び所在地
- (3) 助成金交付決定額 円

2 その他

様式第3号 (第6条関係)

嵐山町地域福祉人材育成助成金交付請求書

年 月 日

嵐山町長 氏 名 様

申請者 住 所

氏 名

㊟

嵐山町地域福祉人材育成助成金交付要綱第6条第3項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先口座

金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合		店
預金種目	普通	口座番号	
口座名義人	フリガナ		

※振込先口座の名義人は、申請者本人としてください。